

生活福祉保健委員会 - 平成15年7月18日

質疑(辻委員) 私は、4点ほどお聞きしたいと思います。

一つは、フォレストヒルズガーデンの利用のあり方を聞いておきたいと思います。みずからの経験を踏まえて質問したいなと思っています。

まず、このフォレストヒルズガーデンの昨年4月開設以来、ことし3月末までの1年間の利用実態をお聞きしたいと思います。入場者数、それからコテージの利用件数、宴会場の活用件数、チャペルとか、あるいはセミナーハウスとかハーモニックホールとかいろいろと三つほど名前をもっている結婚式場、ここでの利用件数は何件か、ここではそのうち結婚式が何件行われたのか、まずそのあたりお聞きしたいと思います。

答弁(自然環境保全室長) フォレストヒルズガーデンの利用状況でございますが、昨年の4月15日にオープンしまして、ことしの3月末まで約11.5カ月です。この間に利用された方は、約5万人でございます。多目的ホールにつきましては、会議室の利用は約500件を超えまして、1万7,400人余り、これが会議及び宴会で利用しております。それからコテージにつきましては、約1,000件の利用がございまして、約4,300人余りが利用しております。稼働率は38%となっております。利用の見込みは35でございますので、少しでありますが見込まれておると見込んでおります。それから、セミナーハウスでございますが、81件の利用がございました。これは、結婚式をはじめ会議等、多目的利用を目指したもののなのですが、この中で結婚式は77件ということになっております。

質疑(辻委員) それで、開設1年目ということですが、今後の採算の見通しですね、ここの運営は黒字でいくのかどうかというその辺の見通しもあわせて聞いておきたいと思います。

答弁(自然環境保全室長) 採算の見通しでございますが、14年度の収入が約7,900万円余でございます。これで単年度黒字を多少ですが出しております。

15年度につきましては、6月末までなんですけど、前年度以上の利用をしていると報告を受けておりますので、大きな赤字等は発生するおそれは今のところないものと考えております。

質疑(辻委員) もともとこの施設は、にぎわいをつくり出すということで内外に人々からも大いに活用していただくと。県民はもちろん、そういう施設で憩いの場として活用するというところで進められていると思いますけれども、このフォレストヒルズガーデンは、中央森林公園の一翼に担う非常に大事な施設だということですが、これは非収益部分と収益部分を、非収益部分は中央森林公園協会が管理するということになっているわけですが、無料で、無料といいますがここへ来て、先月の29日に、私は、30人ぐらいフォレストヒルズガーデンへ見学に行ったんですね。昼どきにそこで幕の内弁当を出して、それからペットのお茶を持ってガーデンあたりで食べたいなと、ベンチで食べようかなというふうに思ったんですけども、そういうふうにして

と思ったら、園を管理している職員の方から、ここは飲食はだめなんですよという注意を受けて、けんかはしませんでしたけど、その注意を受けて出ましたですけども、あそこは飲食をしてはならないというふうになっているんですか。なっているんですしたら、そういう根拠の条例なり、あるいは規則なりを示していただきたいなというふうに思っているんですけどもね、これいかがですか、ガーデン部分。

答弁(自然環境保全室長) 県立自然公園は、設置及び管理条項及び規則によって利用者が守るべき遵守事項というものを定めております。例えば、特定の場所以外では火を使ってはいけないとか、そういった規定はございますが、委員が御指摘の弁当を食べてはいけないというところは条項にはございません。ですから、園内での飲食等、他人の迷惑とか団体利用で特定のものが占用するとか、他の利用者に迷惑のかかるというおそれのない限りは、自由になさって結構だと・・・

質疑(辻委員) 周知徹底しておるといんですけど、・・・見てもないのにこんなことを冗談で言うてはいけません。出ようとしただけです、弁当を持って行こうかなとしておったときに、・・・私らも大人ですから、そこでどうのこうのいうのやりませんけども、あれで思いましたよ。ああいうふうなことを言われると、ほんとに親しみをもって、そして、あそこを使おうかという庶民感覚をぐさっと刺されて切られた思いがしました。参加者は全員ぶんぶんで、その近くの私が中央森林公園の・・・に行こうかといって、あちで食べましたよ。だから、ああいうふうにフォレストヒルズガーデンを県民の本当に憩いの場にしていくのであれば、やっぱり飲食についても節度ある対応でやられることは承知徹底をして、庶民が来やすく、そしてまた、楽しんで家族連れも大いに利用できるようなそういう施設としての活用を図れるように、この点はぜひやっていただきたい。

この問題でもいろんな諸問題につきましては、住民訴訟もしておりまし、また新たな問題が出てきたらやりますけど、きょうは、この問題については、終わらせておきたいと思います。それは、その点だけでとどめておきます。

2番目は、医療事故防止それから医療事故や医療関係の苦情事案に対する機関として広島県医療安全支援センターの設置の運びのようになっていまして、今後、広島県の対応をどういうふうにしていこうとしているのか、特に、この医療安全支援センター設置に伴って医療安全推進協議会を設置するとなっております。この辺の今どういうふうな構成を含めて、考えをお示し願いたいと思います。

答弁(医務看護室長) 本県の県単位の医療安全支援センター、これにつきましては、今年度中の設置に向けまして、ただいま準備を進めているところでございます。

支援センター事業の中で設置を予定しております、先ほど委員がおっしゃいました医療安全推進協議会、これは相談窓口と並んでセンター事業の二つの一翼を担うものなのですが、相談業務はもちろん重要な事例の案件に関する指導とか助言、それから医療安全方策の協議、こういうことを行うところでございまして、こうした協議会の目的を踏まえまして、協議会の委員につきましては、忠実性、公平性を基本としまし

て、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等、医療関係者の代表の方とか、医療サービスを受ける立場の方、弁護士等の有識者、こういう方々に就任をお願いするように検討しております。

以上です。

質疑(辻委員) この医療安全支援センターは、やはり医療事故が起きた場合に、あるいはそういうことが二度とあってはならないというようなことをしっかりこういった場でも議論して安全対策をとっているという点での作業の仕事も重要な課題としてあると思うんですね。だれがやったや、これがやったやというような問題から、さらにそこにとどまらず、二度と発生させないというようなことを練りだして打ち出していくというような機関でもあるというふうに私は受けとめているんですけども、そうしますと、今の協議会の構成団体の説明がありました、その中で、医療関係団体も入っているわけなんです、ここに医療労働者の代表を加えてはいかがかと思うんですけども、この点いかがでしょうか。

答弁(医務看護室長) 支援センターの設立の趣旨、これを実現できるような方向で協議会を立ち上げたいというふうに考えております。

質疑(辻委員) だから、趣旨で賛同すれば医療労働者が入ってもいいと、こう理解していいんですか。

答弁(医務看護室長) ただいま検討しているところでございまして、この支援センターの主な目的の患者と医療機関との信頼関係を取り持つといえますか、両者の間にあって公平・中立な立場で患者さんの御相談に応じられるような場づくり、この一環としての協議会であってほしいというふうに願っておりますので、その方向で検討したいと思います。

質疑(辻委員) それならば余計に医療従事者の代表を入れていくのが大事だと思うんですよ。医師の立場と、それから医療従事者の立場と、医療現場では当然違うわけですし、現場の掌握の問題からいっても、どう対応するかということを考えていく上でも大事だと思うんです。だから、その点は、医療関係団体といえば医師会とかね、そういうふうな単純な発想ではなくて、もっと幅広くこうした労働者を入れて、名実ともに役割発揮できるような機関にしていきたいと思いますと思うんですけども、どうですか。

答弁(医務看護室長) 委員がおっしゃいますような方向を含めまして、委員の人選については検討してまいりたいと思っております。

質疑(辻委員) ぜひ検討をして実現を図っていただきますように、これはお願いをしたい。

次に、児童相談所に対しての精神科医の常駐の問題についてお聞きしたいと思います。

虐待を受けた子供のケア、それから虐待をしてしまった親のカウンセリング、これには精神科医が重要な役割を果たすということはよく言われていることです。なくて

はならない役割をもっていると思っっているんですが、その点では、今全国に児童精神科医といわれるようなお方が配置されているのが、東京都、宮城県、新潟県、大阪府、和歌山県の児童相談所、県レベルではこういうところに配置をされているわけですけども、広島県ではそういう状態にはなっていない。この重要性和精神科医の役割と広島県の今後の取り組み、どういうふうにかういった点での改善を図っていくのか、この点はいかがですか。

答弁(児童支援室長) 本県の指導相談所への精神科の配置といたしましては、現在は非常勤の形態で13名の精神科医がそれぞれ平均すれば月三、四回、児童相談所で大体三、四時間ぐらい・・・子供の診察や障害鑑定、それから療育手帳や・・・報告事務に当たっているということです。

月3回程度平均すれば、交替で来られるわけなので、三、四回程度で一、二回当たり三、四時間ということで勤務時間も短く、委員のおっしゃられるような虐待を受けた子供のメンタルなケアであるとか、また保護者の指導、さらには・・・診断に基づく処遇方針の決定等に深くかかわるのには時間的には難しいということです。しかも精神科医も児童専門の精神科医ではないという現状もあります。

したがいまして、私どもといたしましては、平成17年度に児童相談所や・・・統合して設置する予定にしておりますこども家庭センターに、ぜひ常勤の児童精神科医を置いて、その処遇や保護者指導等に十分当たれるような環境を整えたいと考えております。

質疑(辻委員) 厚生労働省が研究案がつくった、健やか親子21検討会報告書を平成11年11月、これの中で児童虐待対策を強化していかないとならないということとあわせて、小児科医の配置ですよね、医師の配置、とりわけこの専門家、児童精神科医、児童心身症の専門家、・・・などかういふ方々を十分配置して、子供の心の問題に対応できる体制整備を推進するという方向を出してきて、その整備は2010年で100%ぐらいにする目標を厚生労働省の通知でガイドラインとして出されてきておりますよね。2010年の目標、常勤の児童精神科医がいる児童相談所の割合100%、現状3.3%というようなのが厚生省の通知ですよね。先ほどのお話で、17年でこども家庭センターを配置していきたいということで結構だとは思いますが、前倒しでこれは配慮を進めてはいかがでしょうか、一つ。

それから、こども家庭センターに配備するというふうにかども家庭センター整備基本計画には出てはいますけども、すべての子供を支援センターに配備するのか、精神科医ですね、そこはどうなんでしょう。

答弁(児童支援室長) まず一点目の前倒しですが、現在全国的にも児童精神科医は、新聞報道等によります100名ということで非常に数が限られているという実態もあります。また、児童精神科医が担う役割、機能等について、県内部で十分に詰めて、それから具体的精神科医を確保という作業になりますので、機能面で確かに毎年できればいいんですが、それ相当の時間がかかるのではないかと考えております。

もう一点、すべてのセンターに精神科医が置けるかどうかということなんですが、当面は、やはり17年度に開設する広島市にありますこども家庭センターにまずは配置をしていくと。全面的な展開については、当面は施設にいる児童精神科医が周りの子供の・・・出張して対応していく体制をとらざるを得ないのではないかと考えております。その後、長期的にどうなるかということについては、ニーズ等の状況を見て、さらに検討すべき課題ではないかと思っております。

質疑(辻委員) 児童相談所の精神科医の常勤は1割というのが現状であると新聞報道でそういうふうに関にね。平成12年から比べると、3.3%ですから、若干2年間で6.7%前進がありますので、2010年、あと7年で100%やりたいという方向はガイドラインだとしても、やはりこれは大いに広島県、この点でも先進県として、私は、進めていく課題ではないかと思うんです。

それはなぜかという、こども家庭センターを設置するという中で、ここには配備をするという方向を打ち出されてきました。当然これに伴って、今、福山にある児童相談所ね、それから・・・こども家庭センターにしていくということに拡充を図る方向を示されている。それから児童虐待だけじゃなくて、ドメスティック・バイオレンスですね、この問題もずっと今大きく件数がふえてきていると。シェルターまで要るような状態にまで、本当にたくさんあちこちにあってもいいぐらいの状態ですよ。そういう方々に対するメンタルケアをやっていくという点では、ちょうどいい機会、平成17年、広島県は、ここへ向かって各こども家庭センターに常勤の精神科医を配置して、児童もそうですし、DVを受けた方、またその家庭に対するケアを進めていくということをおやりになっていくべきじゃないかというふうに思うんですけどもね、どうです、当面ここにうたっていくということなんだけども、この点は困難な状況というのは医師の確保が難しいということだけだと思んですが、どうですか、その辺の決意のほどは、どういうふうにやっていったらいいかは部長どうですか。

答弁(保健福祉部長) 先ほど来、申し上げておりますように、児童相談所に児童の専門とする精神科医がいるということは、大変重要なことだというふうに思っていますが、説明申し上げましたとおり、全国に今100人ということでありまして、人口割りで申し上げますと、広島県内で四、五人という数字になりますので、もし四、五人の児童精神科医が全部、例えば3カ所におられるということになると、あとは児童相談所以外には児童専門の精神科医がないというこれもまた全体から考えると、非常に難しい状況であるというふうに思います。

そういう点で、私ども専門家の方々にお集まりいただきまして、児童相談所に精神科医がおられるということの重要性、そして、それだけではとても回りませんので、一般の第一線でやっておられる小児科医の方々に、子供の心の問題について十分理解していただき、またいろいろ最前線での活動をしていただけるような動きをしていただきたいという思いがございまして、そういうような協議も行っているところでございます。そういうような全体の枠組みの中で、全体のレベルアップをしていただ

ればというふうに思っております。

質疑(辻委員) 児童精神科医をふやしていく中でやっていくのは大事ですから、現状の・・・に躊躇せずに、大いに配備できるような方向で、ぜひやっていただきたい。要望で終えておきたい。

最後に、特別養護老人ホームの入所待機者の解消の問題で、特養建設の今計画しているよりもっとふやしていくべきではないかと。こういう点では、県のイニシアティブを発揮する必要があるのではないかとこの問題についてお伺いしたいと思います。

ことし3月の段階で、福山市で特養ホームの待機者が重複を含めて1,069人、府中市では196人いるということで、両方合わせて1,265人というふうになっています。それで、福山、府中圏域での設置目標ですけども、平成19年度目途に見た場合に、今後283人しか増員がないという計画になっています。16年度目標を253人ぐらい。待っている方が1,265人と、重複もあるとはいえ、これでは十分対応できないのではないかと、こういうギャップが今、生じているわけですけども、この現実のギャップ、それから解消を図っていくためにどうなのかとこの点をどのように考えるか示していただきたい。

答弁(介護保険指導室長) まず、ギャップの件でございますが、委員御指摘がございました1,250名が福山、府中で待たれていると。それに比べて、今回策定いたしました・・・プランの中では、・・・283人の・・・ということでございます。

この御指摘でございますけれど、まず、福山、府中の待機者につきましては、委員おっしゃいましたけれど、申し込み順になっておりまして、その中には、8名の方が2施設、3施設のそういった重複でのことがあろうかと思ひまして、そういったことを含めましてもかなりの待機者がいらっしゃるということは事実であろうというふうに認識しております。

そして一方、我々が積んでおります283人でございますけれど、これは市町村が過去3年間、第1期事業運営期間でございます平成12年から14年度の3年間の実績を踏まえまして、市町村におきまして積み上げた数字を県の整備計画ということで283人と積み上げてきておるわけでございます、そこらは十分地域の実情を踏まえたものになっていくというふうに考えております。

例えば全県で見ますと、国では特養の整備率が1.5%というふうに参酌標準を示しておるわけでございますが、その地域におきましては、おおむね1.68%ぐらいだったと思ひますけれど、参酌標準ということは、県といたしましても、地域の実情を十分に踏まえてそういう整備計画を立てるといことがまず・・・です。

第2点目といたしましては、先ほど申しましたように、申込者の中に重複の者がいるということと、昨年8月7日に省令が改正されまして、緊急度の高い方を優先入所させなければならないという努力規定が設定されましたので、それらによりまして、ある程度必要の高い方を優先的に入所できるのではないかとこのように考えています。

質疑(辻委員) 県が調査した介護保険・・・調査ですね、平成14年3月、これの調査結果によると、特養に入所待ちの期間というところを見た場合、6カ月以上の方は、大体56.6%、半年以上待たなければならないというこのぐらいいるんですね。

それから、特養へ今すぐ入所したいという方が38.9%、3から4カ月内で入所したいという方が10.1%、合計49%、こういう方が特養での今の現状です。それよりもっとひどくなっていると思いますけども、そうすると、特養の待機者は、先ほど重複があると言いますけども、1,265人ですけども、待機者としてすぐに入所しなければならない、それから半年以内という方は、49%が・・・約620の方が、すぐにでも措置しなければならないような状態にあるという点は、やはりぜひつかんでおいて、市町村の積み上げ数字で県もつくったと言いますけども、もっと特養の促進を図るように、県の方からも大いにその点での・・・の・・・をしていただきたいと思います。

それで、先ほど優先入所の話がありましたけども、特別養護老人ホームの入所指針が出されました、この4月に。それは、入所される方の状況を見て、優先度を推しはかかっていこうというものですけども、この活用の現状と、この各施設がどのような運用を図っているのか、実態調査もして県としてもしっかりその点を把握しておく必要があると思うんですけども、この点はいかがでしょう。

答弁(介護保険指導室長) まず現状でございますけれど、基本指針を策定しましたが、この4月の終わりごろでございます。それで、特養におきましては、この指針に基づきまして申し込み順であった入所申込者、これを再調査をしておる状況でございます、本格的な運用ができるのが大体6カ月先になるのではないかとというふうに聞いております。

県といたしましても、こういった特養入所指針がどういう効果があったのかといったことを含めまして、運用された段階で改めて調査をしてまいりたいというふうには考えております。

要望(辻委員) そういう点では、調査を実際にしっかりやっていただいて、現状に特養の整備が合うように増設も含めて要望して、私の質問を終わります。